

安全衛生推進者初任時教育(第1回)

【労働安全衛生法第19条の2に基づく安全衛生推進者能力向上教育】

常時10人～49人の労働者を使用する工業的業種〔注1〕の事業場(本社・支店・営業所等場所単位)では、労働安全衛生法第12条の2により「安全衛生推進者」の選任義務があります。また、「安全衛生推進者」は一定の実務経験者等〔注2〕から選任するとともに、その能力の向上を図り職務を適切に遂行できるよう本教育を実施することとされています(平18.3.31能力向上教育指針公示第5号)。

安全衛生推進者に選任、あるいは選任を予定されている方の受講、異動等に備えての資格者の計画的養成、社員の安全衛生教育として本教育をご利用下さい。また、万一まだ選任されておられない事業場は、これを機に選任されますようお願いいたします。

日時	令和6年6月19日(水) 9:00～17:30 (開場は8:45)
会場	三田労働基準協会ビル 1階研修センター(裏面案内図参照)
研修科目	公示に決められた全科目(講師:労働安全コンサルタント)
修了証	全科目受講された方(遅刻早退不可)に、当日研修終了後交付します。 修了証受領のための認印をご持参下さい。
定員	30名(先着順)
受講料	会員 8,800円 会員以外 11,000円 (テキスト代込み、消費税免税事業者) 6月12日(水)までに銀行振にてお願いいたします。 振込先 みずほ銀行渋谷支店 普通 0206823 渋谷労働基準協会
申込方法 申込先	申込票にご記入のうえFAXでお申し込みください。受講番号を付してFAXにて返送いたしますので、当日受付にて受講票を提出してください。 お申込み後の取り消しは6月12日(水)までにお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご了承ください。 渋谷労働基準協会 渋谷区鶯谷町19-19 ソフィアハウス2C号室 TEL:6416-3720 FAX:6416-721
その他	この講習は城南労働基準協会協議会(渋谷、三田、大田、品川労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。 上記4協会の会員は会員価格です。

【注1】「安全衛生推進者」・「衛生推進者」の業種区分
事業場(企業単位ではありません)の規模は10人～49人

	業 種
安全衛生推進者	製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業、
衛生推進者	上記以外の全ての業種

安全衛生推進者初任時教育科目には労働衛生の内容も含まれています。「衛生推進者」が安全管理も含めた教育を受けることはより好ましいと言えます。衛生推進者の初任時教育のカリキュラムは現在までのところ厚生労働省から示されておりません。

【注2】「安全衛生推進者」()内は「衛生推進者」の選任基準

- ① 大学・高専卒業後1年以上の産業安全(衛生)の実務経験者 ② 高校卒業後3年以上の産業安全(衛生)の実務経験者 ③ 5年以上の産業安全(衛生)の実務経験者 ④ 安全衛生(衛生)推進者養成講習の修了者、の中から選任します。

(第1回)安全衛生推進者初任時教育 申込書 兼 受講票

令和6年6月19日(水) 9:00~17:30 (開場8:45)

会員非会員の別	○を付けてください。 渋谷会員・三田会員・品川会員・大田会員・会員以外		
事業場名		TEL	
		FAX	
所在地	〒		業種
連絡担当者	部署 氏名		
受講者	ふりがな 氏名	受講番号	
	生年月日	昭和・平成	年 月 日
	現住所		

返送 FAX 番号：6416-3721 (渋谷労働基準協会)

注：◆修了証作成のため、氏名・生年月日は楷書で正確に記入してください。

◆講習2日目は、修了証受領のため印鑑をご持参ください。

◆個人情報、研修及び修了証発行管理目的以外に利用することはありません。

◆修了証は、幹事の(一社)三田労働基準協会名で発行されます。紛失された時の再発行等の手続きは(一社)三田労働基準協会になります。(手数料等が必要です)

◆本受講票を受付にご提示ください。

三田労働基準協会 1階研修センター

《会場案内図》

港区芝 4-4-5

TEL:3451-0901

山手線・京浜東北線

田町駅西(三田)口 8分

地下鉄浅草線・三田線

三田駅 A9出口 1分

受 付 日	
月 日	

